

定款変更につき通知公告

当社は、令和3年9月9日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和3年8月25日

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号

リニューアブル・ジャパン株式会社

代表取締役 眞邊 勝仁